

「香川県自主防災活動活性化促進事業補助金交付要綱」に係るQ & A

1 自主防災組織等と市町等との連携について（第1条）

No	質問	回答
1	「市町等と連携しながら」とは、どのようなことか。	計画やマニュアル策定のための検討組織や検証訓練に、市町（防災所管課等）や消防に参画してもらうなど、連携して補助事業に取り組んでください。

2 「補助金交付の対象となる事業」について（第3条）

No	質問	回答
2	地区防災計画の策定スケジュールが2年間になるなど、事業が複数年度にわたる場合は申請可能か。	<p>原則、申請する年度内に完了する事業が補助金交付の対象ですが、地区防災計画の策定など、長期の事業期間を要し、複数年度にわたる場合は、申請年度に実施する事業部分に限り補助金交付の対象として申請することが可能です。ただし、以下の点に御注意ください。</p> <p>①事業計画書において、事業全体のスケジュール及び申請年度に実施する事業内容（申請年度にどこまで実施するのか）がわかるよう記載してください。</p> <p>②交付決定を受けた場合であっても、実績報告に際して、その実績が、事業計画における申請年度に実施する事業内容と比較して明らかに不十分である場合は交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります（第13条）。</p> <p><事業実績が不十分な例></p> <p>事業計画書において、地区防災計画の策定を申請年度に実施する事業内容としているにも関わらず、訓練しか行わず、検討会など計画策定の取組みを行っていない場合</p>
3	施設整備又は備品等の取得のみを目的とする事業は、なぜ対象にならないのか。	<p>この補助金は、自主防災活動の活性化を促進することを目的とするものであることから、防災備品等の取得・整備のみに留まらず、備品等の活用を盛り込んだ地区防災計画や避難所運営マニュアルの整備などの先進的な防災活動に取り組むことが必要です。</p> <p>同趣旨で、地区防災計画や避難所運営マニュアルを既に作成している場合で、当該計画等に既に盛り込まれている防災備品等を購入する事業や、購入する防災備品等を計画に盛り込むことのみを内容とする計画の見直しについても対象となりません。</p>

4	香川県自主防災組織広域化促進事業補助金又は本補助金の交付を受けた団体が、再度申請することは可能か。	香川県自主防災組織広域化促進事業補助金又は本補助金の交付を受けた事業と異なる内容の事業について申請することは可能です。 ただし、複数年度にわたる事業の一部について、本補助金の交付を受けている場合は、当該事業に関連する内容の事業を申請することはできません。
---	---	--

3 補助対象経費について（第4条）

No	質問	回答
5	ハード整備は対象となるか。	工事請負費、財産購入費、車両購入費等の経費は対象となりません。
6	対象となる食糧費と対象外経費となる食糧費の違いは何か。	<u>対象となる食糧費：</u> ・炊き出し訓練に使用する食材購入費用 ・講師の弁当代（外部から招いた場合のみ）やお茶代 ・検討会議等でのお茶代 <u>対象外となる食糧費：</u> ・講師との懇親会費用 ・打ち合わせ後の懇親会や打ち合わせを兼ねた懇親会の食事代
7	国、県、市町等から助成を受けている経費については、補助対象外とあるが、どのようなことか。	実施する事業の中で、他の制度から助成を受けている経費については、対象外となります。 また、県の補助を受けた（受けることとなった）ことにより、他の制度の補助が取り消されることも予想されますので、取扱いについては、当該補助制度の担当部署に確認してください。

4 交付申請について（第6条）

No	質問	回答
8	一つの市町内から複数の団体が申請することはできるか。	申請できます。（数の制限はありません。）
9	申請（交付申請書の提出）は、どのように行えばよいか。	所在する市町の担当課へ、交付申請書に関係書類を添えて提出してください。

5 交付決定について（第7条）

No	質問	回答
10	交付申請をした場合、必ず交付決定となるか。	審査の上、県予算の範囲内での採択となるため、採択されない（交付決定とならない）場合があります。

6 補助事業の変更について（第8条）

No	質問	回答
11	「補助事業の主たる事業の内容を変更しようとするとき」とは、どのような場合か。	「事業計画」及び「収支予算」の変更内容により判断しますので、県危機管理課までご連絡ください。
12	「補助事業に要する経費の合計額の20%を超えて変更するとき」とは、どのような場合か。	事業費全体の金額が、申請時の金額の20%を超えて、変更となる場合です。 (例) 当初申請時の事業費が300,000円であれば、事業費が240,000円以下又は360,000円以上になる場合には変更申請が必要です。 (300,000円の20%である60,000円を超える金額の変更となるためです。)

7 補助事業の実績報告について（第10条）

No	質問	回答
13	実績報告書提出にあたり、添付が必要な資料はあるか。	実績報告書に加えて、取り組んだ事業の詳細が分かる活動記録や写真、成果物（作成した計画やマニュアル等）の提出をお願いします。
14	収支決算書提出にあたり、添付が必要な資料はあるか。	支出した経費について、①内容②日付③支出先の全てが確認できる領収書又はレシート（写しで可）の添付が必要です。 領収書等が一式表示の場合には、内容が分かる内訳書も必要です。

8 補助金の請求について（第12条）

No	質問	回答
14	補助事業者への補助金の交付は、県から直接交付されるのか。（市町を経由するのか。）	補助金は、県から補助事業者へ直接交付します。（市町は経由しません。市町の予算措置は不要です。）
15	補助金の支払方法は、精算払いか。	原則、精算払いです。例外的に、知事が必要と認めたときは、概算払いをすることができます。

9 その他

No	質問	回答
16	事業の実施期間はいつからいつまでか。	交付の決定から、当該年度の3月20日までです。なお、交付決定日前に支出している経費及び事業期間後に支払予定の経費は、補助の対象となりません。
17	収支予算書（第1号様式別紙4）の「1収入」には、自主防災活動支援のためのもの以外	補助事業実施に必要な経費の財源として充当する場合は、自主防災組織の活動支援を目的とした補助金に限らず、すべて記載してください。

	の補助金（例：自治会の運営のための補助金）も記載すべきか。	
18	問い合わせは、市町と県のいずれに行えばよいか。	応募の手続きや、市町との連携内容等の相談については市町へ、本補助金交付要綱に関する事等は、県に問い合わせてください。